

(1) 本校の部活動の考え方 (中学校・高校共通)

①生徒一人ひとりが「文武両道」に秀でていること。

②部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、中高どのコースにあっても、保証されなければならないものであるから、全ての部で入部を拒否することはできない。ただし、学外施設を利用している水泳部については、日常の活動に大きな制約がつくことを説明することが必要である。

(2) 中学校 (長期休業中の活動は除く)

【活動時間】

平日、土曜日 (授業日) 18:00部活動終了 (完全下校 18:30)

土休日 17:30部活動終了 (完全下校 18:00)

活動は準備・後片付けを含めて5時間を超えないものとする。(練習試合は許可申請)

日曜日・祝日 17:00部活動終了 (完全下校 17:30)

活動は準備・後片付けを含めて5時間を超えないものとする。(練習試合は許可申請)

①次の大会前については部活動時間を延長し、19時00分完全下校とする。

中総体・・・大会の3週間前から

新人大会・・・第1学期期末試験終了後から

県大会・・・大会2週間前から

②水泳部に関しては、外部施設を利用している状況を鑑み、高校と同様の扱いとする。

③中学1年生については、生活リズムの定着のため、5月連休後の2週間までは、「原則17時完全下校」と定める。

④定期試験前の部活動停止期間 (定期試験一週間前) を厳守する。

ただし、公式大会 (中体連主催の大会、私学大会) に関しては、大会10日前から1時間程度の練習を認める。その際には、特別練習許可願いを副校長に提出するものとする。

⑤朝練習は強制しないこと。生徒が自発的に朝練習を行った場合、学年で定められた時間には教室への入室を完了するよう指示する。

⑥補習に指名された生徒は、部活動に優先して必ず受講する。

⑦顧問は、定期試験時の成績を追跡調査し、面談を実施するなど学力向上に向けた取り組みを指導する。

⑧休養日として週に2日以上は、設定すること。ただし、①の期間は週1日以上とする。

⑨長期休業期間 (春季休暇、夏季休暇、冬季休暇、GW) の遠征合宿は、年間14日以内とする。

⑩土日祝祭日を利用して行なう宿泊を伴う強化練習等については、年間計画を作成し校長の許可を得ること。

⑪月間練習計画を作成し生徒会指導部及び副校長に提出すること。また、翌月初めには活動実績を副校長に報告すること。

(3) 高等学校 (長期休業中の活動は除く)

【活動時間】

平日、土曜日 (授業日) 18:40部活動終了 (完全下校 19:00)

土休日 17:40部活動終了 (完全下校 18:00)

活動は準備・後片付けを含めて5時間を超えないものとする。(練習試合は許可申請)

日曜日・祝日 17:40部活動終了 (完全下校 18:00)

活動は準備・後片付けを含めて5時間を超えないものとする。(練習試合は許可申請)

①高校における「19時完全下校」を徹底する。

②定期試験前の部活動停止期間 (定期試験一週間前) を厳守する。

ただし、公式大会 (高体連主催の大会、私学大会) に関しては、大会10日前から1時間程度の練習を認める。その際には、特別練習許可願いを副校長に提出するものとする。

③朝練習は強制しないこと。生徒が自発的に朝練習を行った場合、学年で定められた時間には教室への入室を完了するよう指示する。

④補習に指名された生徒は、部活動に優先して必ず受講する。

⑤顧問は、定期試験時の成績を追跡調査し、面談を実施するなど学力向上に向けた取り組みを指導する。

⑥休養日として週に1日以上は設定すること。

⑦長期休業期間 (春季休暇、夏季休暇、冬季休暇、GW) の遠征合宿について、年間14日以内とする。

⑧土日祝祭日を利用して行なう宿泊を伴う強化練習等については、年間計画を作成し校長の許可を得ること。

⑨月間練習計画を作成し生徒会指導部及び副校長に提出すること。また、翌月初めには活動実績を副校長に報告すること。